

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（抜粋）

（部、室及び課の設置）

第1条 枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、次のとおり部、室及び課を置く。

部	室	課
総合教育部		教育政策課
	まなび舎整備室	
		学校規模調整課
		おいしい給食課
学校教育部		学務課
		教職員課
	児童生徒支援室	
		教育指導課
		教育研修課
社会教育部		社会教育課
		放課後子ども課
		文化財課
		スポーツ振興課

（社会教育部の事務分掌）

第5条 社会教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。

社会教育課

- （1） 部の施策の調整、事務事業の進行管理及び事務改善に関すること。
- （2） 部内の事務の所管の調整及び庶務の総括に関すること。
- （3） 社会教育に係る調査研究、企画、立案及び総合調整並びに振興に関すること。
- （4） 家庭教育に関すること。
- （5） 成人教育に関すること。ただし、市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。
- （6） 子ども・青少年に対する社会教育に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- （7） 社会教育における人権教育に関すること。ただし、市長の事務部局の職員に補助

執行させるものを除く。

- (8) はたちのつどいに関する事。
- (9) 社会教育委員に関する事。
- (10) 児童の放課後対策審議会に関する事。
- (11) 枚方市PTA協議会との連絡調整に関する事。

放課後子ども課

- (1) 留守家庭児童会室に関する事。

文化財課

- (1) 文化財に係る調査研究に関する事。
- (2) 文化財の保存及び活用に関する事。
- (3) 文化財に係る普及啓発に関する事。
- (4) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事。
- (5) 市史の編さんに関する事。
- (6) 旧田中家鋳物民俗資料館及び枚方宿鍵屋資料館に関する事。
- (7) 文化財保護審議会に関する事。

スポーツ振興課

- (1) 社会体育及びスポーツレクリエーションに関する事。
- (2) 学校体育施設の開放に関する事。
- (3) スポーツ推進委員に関する事。
- (4) 野外活動センター、総合スポーツセンター、市民体育館、伊加賀スポーツセンター及びサプリ村野スポーツセンターに関する事。
- (5) 東部公園野球場に関する事。
- (6) 枚方体育協会に関する事。